お子様の健やかな成長のために！市がサポートします

令和７年度　事業スタート

親子交流・養育費確保

お気軽にご相談ください

親子交流 と 養育費確保 の関係について

「親子交流」はこどもの健やかな成長のために行うもの、「養育費確保」はこどもの生活を支えるもので、どちらもこどもにとって必要なものです。

離婚をする際には、できる限り、お子様のために「親子交流」と「養育費確保」の取り決めをするようにしてください。

親子交流支援事業

＼親子交流はなぜ必要？／

離れて暮らしていても親子の絆を保つために「親子交流」があります。
離婚した父母間のみではこどもと親子交流を行うことが難しい場合に、NPO法人面会交流支援センター香川による事前相談や親子交流援助などの支援を行います。

費用　無料（一部自己負担あり）

養育費確保支援事業

＼養育費の取り決めは大切です／

①公正証書等作成促進補助金
養育費に関する、公正証書等の債務名義を作成する際にかかった費用を補助します。

②養育費保証契約保証料補助金
養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用を助成します。

補助金額　上限５万円（①、② 各１回限り）

～申請方法など、詳しくは裏面をご覧ください～

丸亀市健康福祉部　子育て支援課
☎ 0877-24-8808
8：30～17：15

親子交流

離婚によって離れて暮らす親子が交流できるよう、付き添いや見守り等を支援します。

対象者
市内に住所がある親子交流の対象となるこども及び同居親と、別居親のうち、以下の要件をすべて満たす人
・概ね15歳未満の子との親子交流を希望すること
・親子交流の取り決めを行っており、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること
・過去に本事業の対象となっていない人

費用
無料 ※面会交流の場所での入場料など、一部有料

対象期間
本事業利用開始から1年間

申込み先
NPO法人 面会交流支援センター香川　TEL 090-1006-1190

養育費確保

養育費に係る公正証書等作成促進補助金

養育費を確実に受け取れるよう、公正証書等を作成する際の本人負担費用を支援します。

対象者
市内に住所があるひとり親等のうち、以下の要件をすべて満たす人
・養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担し、債務名義※を有し、児童を養育している人
・過去に養育費に係る公正証書等の作成に関する補助金を受けていない人
・市税の滞納がない人

対象経費
公正証書等作成費用、家庭裁判所申し立て費用、認証紛争解決事業者による裁判外での紛争解決にかかる手続き（ADR)費用
※養育費に関するものに限る。調停や裁判等における弁護士等の費用は対象外

補助金額
上限5万円（同債務名義または同内容のADRについて1回限り）

申請期限
公正証書等作成日から1年以内

申込み先
子育て支援課　TEL 0877-24-8808

養育費保証契約保証料補助金

養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を支援します。

対象者
市内に住所があるひとり親等のうち、以下の要件をすべて満たす人
・養育費保証契約を締結し、債務名義※ を有し、児童を養育している人
・過去に養育費保証契約に関する補助金を受けていない人
・市税の滞納がない人

対象経費
養育費保証契約の締結に要する費用のうち、初回の保証料として本人が負担する費用

補助金額
上限5万円（同債務名義につき1回限り）

申請期限
養育費保証契約を締結した日から1年以内

申込み先
子育て支援課　TEL 0877-24-8808

※債務名義とは…？
債務者に給付義務を強制的に履行させるための手続き（強制執行）を行う際に、その前提となる公的機関が作成した文書のことです。

提出書類など詳しくは市ホームページか
子育て支援課までお問い合わせください

市ホームページはこちらから→

丸亀市健康福祉部　子育て支援課　TEL 0877-24-8808（8：30～17:15）土日祝休み